

# お知らせ インデックス

よこしばひかりまちの  
暮らし・募集・催し物  
お知らせします



## お知らせ



子育て世帯生活支援特別給付金  
(ひとり親世帯以外の低所得の  
子育て世帯分)を支給します

国図健康こども課こども班

☎(82)3400

食費等の物価高騰に直面し、影響を受ける低所得の子育て世帯(ひとり親世帯を除く)に対して、特別給付金を支給します。

支給対象者

①令和4年度に実施した低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)の支給対象者であった方

②前回の給付金支給対象者以外の方のうち、令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母等であって、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年1月1日以降の収入が、住民税均等割非課税相当の収入となった方

※令和6年2月末までに生まれた新生児も対象となります。

給付額

対象児童1人につき5万円

●申請が不要な方

支給対象者①に該当する方

●申請が必要な方

支給対象者②に該当する方

申請期限

令和6年2月29日(木)

国図健康こども課こども班



←くわしくは  
こちら

## 住宅リフォーム補助金の 申請受付を開始します

国図都市建設課管理計画班

☎(84)1217

町民のみなさんの快適な住環境づくりのため、居住している住宅の修繕、増改築、模様替えなどの工事を行う場合に、その経費の一部を補助します。

## 補助対象者の要件

- ・町内在住で住民登録があること
- ・町税、国民健康保険税を完納(課税されている全世帯員)していること
- ・町内の施工業者(本店を町内に有する施工業者で支店は除く)により改修工事を行うこと
- ・令和6年1月末日までに工事が完了し実績報告が提出できること
- ・町で実施している他の同様の補助制度を利用していないこと
- ・補助確定から10年間は改修住宅に居住すること

## 補助対象工事

- ・工事金額が20万円以上(消費税を除く)
- ・町内で自らが居住する住宅の改修・増改築・設備改善等
- ・併用住宅の場合は住宅部分のみ対象とし、その他の部分との床面積を按分して算出
- ・住宅敷地で防災上問題のある外構物(門、門扉、塀等)の改修

## 補助金額等

- ・補助率 消費税を除いた工事費の10%
- ※建築基準法の道路に面するコンクリートブロック塀や門柱などを改修する場合は20%
- (千円未満切り捨て)
- ・補助金限度額 20万円

## 申請受付開始

令和5年6月1日(木)

## 注意事項

- ※受付は先着順とし、予算を超えた時点で終了します。
- ※補助金の交付決定前に着工している工事は、対象となりません。
- ※補助は、同一住宅(世帯)につき一回限りです。

## 木造住宅の耐震診断補助金を活用ください

国図都市建設課管理計画班

☎(84)1217

地震に強いまちづくりを促進するため、木造住宅の耐震診断を行う場合に、その経費の一部を補助します。

## 補助対象の要件

- ・町内に木造住宅を所有・居住し、住民登録があること
- ・町税、国民健康保険税を完納(課税されている全世帯員)していること
- ・昭和56年以前に建築された住宅で、二階以下であること
- ・柱、梁その他の主要構造物が木材でつくられていること
- ・(財)日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいた耐震診断であること